

六 証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

改正案	現行
<p>(適格機関投資家を除くための要件等)</p> <p>第三条の二 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 当該適格機関投資家は、第二項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該他の適格機関投資家に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は当該適格機関投資家の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た当該適格機関投資家は、当該他の適格機関投資家から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該他の適格機関投資家に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該他の適格機関投資家が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>(勧誘の相手方に該当しないための要件等)</p> <p>第三条の三 (略)</p>	<p>(適格機関投資家を除くための要件等)</p> <p>第三条の二 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 当該適格機関投資家は、第二項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該他の適格機関投資家に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た当該適格機関投資家は、当該他の適格機関投資家から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該他の適格機関投資家に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該他の適格機関投資家が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>(勧誘の相手方に該当しないための要件等)</p> <p>第三条の三 (略)</p>

277 (略)

8 発行会社は、第五項の規定により会社情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該使用人に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は当該発行会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法電磁的方法(次項において「書面等」という。)による承諾を得なければならない。

一・二 (略)

9 前項の規定による承諾を得た発行会社は、当該使用人から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該使用人に対し、会社情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該使用人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(適格機関投資家の範囲)

第四条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者(以下この条において「適格機関投資家」という。)は、次に掲げるものとする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、第十五号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。

一〜十六 (略)

十七 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)第十七条の三第二項第十二号に掲げる業務を行う株式会社(当該業務を行う旨が定款において定められ、かつ、最近事業年度の末日における

277 (略)

8 発行会社は、第五項の規定により会社情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該使用人に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一・二 (略)

9 前項の規定による承諾を得た発行会社は、当該使用人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該使用人に対し、会社情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該使用人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(適格機関投資家の範囲)

第四条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者(以下この条において「適格機関投資家」という。)は、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第十四号の二まで、第十六号、第十八号、第二十号、第二十号の二及び第二十二号から第二十四号までに掲げる者については金融庁長官が指定する者を除き、第十五号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。

一〜十六 (略)

十七 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)第十七条の三第二項第十二号に掲げる業務を行う株式会社(当該業務を行う旨が定款において定められ、かつ、最近事業年度の末日における

資本の額が五億円以上である場合に限る。( )のうち金融庁長官に届出を行った者

十八 (略)

十九 厚生年金基金(最近事業年度に係る年金経理に係る貸借対照表(厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号)第三十九条第一項の規定により提出されたものに限る。 )における流動資産の金額及び固定資産の金額の合計額から流動負債の金額、支払備金の金額及び過剰積立金残高の金額の合計額を控除した額が百億円以上であるものに限る。 )のうち金融庁長官に届出を行った者及び厚生年金基金連合会

二十・二十の二 (略)

二十一 有価証券報告書(法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。以下この号、第二十四号及び第三項において同じ。 )を提出している者(企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第一条第二十号の二に規定する内国会社に限る。 )で、届出を行おうとする日におけるその者の有価証券報告書に記載された最近事業年度及び当該事業年度の直前事業年度に係る貸借対照表における有価証券(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この号及び第二十四号において「財務諸表等規則」という。 )第十七条第一項第四号に掲げるものをいう。第二十四号において同じ。 )の金額及び投資有価証券(財務諸表等規則第三十

資本の額が五億円以上である場合に限る。 )のうち金融庁長官に届出を行った者(当該届出が行われた日の属する年の九月一日から一年を経過する日までの間に限る。 )

十八 (略)

十九 厚生年金基金(最近事業年度に係る年金経理に係る貸借対照表(厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号)第三十九条第一項の規定により提出されたものに限る。 )における流動資産の金額及び固定資産の金額の合計額から流動負債の金額、支払備金の金額及び過剰積立金残高の金額の合計額を控除した額が百億円以上であるものに限る。 )のうち金融庁長官に届出を行った者(当該届出が行われた日の属する年の九月一日から一年を経過する日までの間に限る。 )及び厚生年金基金連合会

二十・二十の二 (略)

二十一 有価証券報告書(法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。以下この号、第二十四号及び第三項において同じ。 )を提出している者(企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第一条第二十号の二に規定する内国会社に限る。 )で、毎年七月一日におけるその者の最近事業年度及び当該事業年度の直前事業年度に係る有価証券報告書に記載された貸借対照表における有価証券(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この号及び第二十四号において「財務諸表等規則」という。 )第十七条第一項第四号に掲げるものをいう。第二十四号において同じ。 )の金額及び投資有価証券(財務諸表等規則第三十二条第一

二条第一項第一号に掲げるものをいう。第二十四号において同じ。  
（）の金額の合計額が百億円以上であるもののうち金融庁長官に届出を行った者

二十二 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる業を行う者（個人を除く。）で、この号の届出の時ににおける資本若しくは出資の額又は基金の総額がそれぞれ次に定める金額以上であるものうち金融庁長官に届出を行った者

イ）ホ（略）

二十三 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行及び日本国が加盟している国際機関のうち金融庁長官に届出を行った者

二十四 有価証券報告書を提出している者（企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第二十号の三に規定する外国会社に限り、）で、届出を行おうとする日におけるその者の有価証券報告書に記載された最近事業年度及び当該事業年度の直前事業年度に係る財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類をいう。）における有価証券に相当するものの金額及び投資有価証券に相当するものの金額の合計額が百億円以上であるものうち金融庁長官に届出を行った者

2 その発行の際にその取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号

項第一号に掲げるものをいう。第二十四号において同じ。（）の金額の合計額が百億円以上であるもののうち金融庁長官に届出を行った者（当該届出が行われた日の属する年の九月一日から一年を経過する日までの間に限り。）

二十二 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる業を行う者（個人を除く。）で、この号の届出の時ににおける資本若しくは出資の額又は基金の総額がそれぞれ次に定める金額以上であるものうち金融庁長官に届出を行った者（当該届出が行われた日の属する年の九月一日から一年を経過する日までの間に限り。）

イ）ホ（略）

二十三 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行及び日本国が加盟している国際機関のうち金融庁長官に届出を行った者（当該届出が行われた日の属する年の九月一日から一年を経過する日までの間に限り。）

二十四 有価証券報告書を提出している者（企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第二十号の三に規定する外国会社に限り、）で、毎年七月一日におけるその者の最近事業年度及び当該事業年度の直前事業年度に係る有価証券報告書に記載された財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類をいう。）における有価証券に相当するものの金額及び投資有価証券に相当するものの金額の合計額が百億円以上であるものうち金融庁長官に届出を行った者（当該届出が行われた日の属する年の九月一日から一年を経過する日までの間に限り。）

2 その発行の際にその取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号

イに掲げる場合に該当するものであつた有価証券を前項各号に掲げる者が取得し又は買い付けた場合（当該取得又は買付けの際に、当該有価証券に関して法第四条第六項に規定する開示が行われている場合又はその者が前項第一号から第十四号の二まで、第十六号、第十八号、第二十号、第二十号の二若しくは第二十二号から第二十四号までに掲げる者で同項ただし書の指定を既に受けていた者、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を既に解除されていた者であつた場合若しくは同項第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十四号までに掲げる者について第四項に規定する期間を経過している場合を除く。）には、その者が前項第一号から第十四号の二まで、第十六号、第十八号、第二十号、第二十号の二若しくは第二十二号から第二十四号までに掲げる者で同項ただし書の指定を解除された場合又は同項第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十四号までに掲げる者について第四項に規定する期間を経過した場合においても、当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を行う場合には適格機関投資家に該当する者とみなして法第四条第二項を適用する。

3 第一項第十七号、第十九号又は第二十一号から第二十四号までの規定により当該各号に掲げる者として金融庁長官に届出を行おうとする者（以下この項、第五項及び第六項において「届出者」という。）は、その旨を記載した書面を当該届出を行おうとする日の属する年の一月一日から一月を経過する日まで又は七月一日から一月を経過する日までの間に、次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当

イに掲げる場合に該当するものであつた有価証券を前項各号に掲げる者が取得し又は買い付けた場合（当該取得又は買付けの際に、当該有価証券に関して法第四条第六項に規定する開示が行われている場合又はその者が前項第一号から第十四号の二まで、第十六号、第十八号、第二十号、第二十号の二若しくは第二十二号から第二十四号までに掲げる者で同項ただし書の指定を既に受けていた者、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を既に解除されていた者であつた場合若しくは同項第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十四号までに掲げる者について当該各号に規定する期間を経過している場合を除く。）には、その者が前項第一号から第十四号の二まで、第十六号、第十八号、第二十号、第二十号の二若しくは第二十二号から第二十四号までに掲げる者で同項ただし書の指定を受けた場合、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を解除された場合又は同項第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十四号までに掲げる者について当該各号に規定する期間を経過した場合においても、当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を行う場合には適格機関投資家に該当する者とみなして法第四条第二項を適用する。

3 第一項第十七号、第十九号又は第二十一号から第二十四号までの規定により当該各号に掲げる者として金融庁長官に届出を行おうとする者（以下この項、第五項及び第六項において「届出者」という。）は、その旨を記載した書面を当該届出を行おうとする日の属する年の七月一日から一月を経過する日までの間に、次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める財務局長又は福岡財務支

該各号に定める財務局長又は福岡財務支局長を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

一～四 (略)

4 前項の規定により届出を行った場合の適格機関投資家に該当することとなる期間は、当該届出が一月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の三月一日から二年を経過する日まで、七月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の九月一日から二年を経過する日までとする。

5 金融庁長官は、第三項の規定により届出が行われたときは、当該届出が一月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の三月一日までに、七月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の九月一日までに当該届出を行った者の名称(第六項及び第七項の規定による代理する権限を有する者を含む。)、住所及び適格機関投資家に該当する期間を官報に公告しなければならない。

6～8 (略)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第五条 (略)

2 令第一条の五第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一 社債券(特定社債券並びに法第二条第一項第七号の二に掲げる

局長を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

一～四 (略)

(新設)

4 金融庁長官は、前項の規定により届出が行われたときは、当該届出が行われた日の属する年の九月一日までに当該届出を行った者の名称及び住所を官報に公告しなければならない。

5～7 (略)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第五条 (略)

2 令第一条の五第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一 社債券(特定社債券並びに法第二条第一項第七号の二に掲げる

投資法人債券及び同号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類するものを含む。以下同じ。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号に掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券並びに資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券（以下この条において「新株予約権付社債券等」という。）を除く。以下この号において「普通社債券等」という。） 次のいずれかに該当する場合

イ 当該普通社債券等に転売制限が付されていることが明白となる名称が付されており、かつ、次に掲げるすべての要件に該当する場合

当該普通社債券等を記名式に限る旨の定めがされていること。

転売制限が付されている旨が当該普通社債券等に記載されていること。

ロ 当該普通社債券等に転売制限が付されていることが明白となる名称が付されており、かつ、当該普通社債券等の取得者に交付される当該普通社債券等の内容を説明した書面において、当該普通社債券等に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

(削る)

二・三 (略)

投資法人債券及び同号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類するものを含む。以下同じ。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号に掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券並びに資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券（以下この条において「新株予約権付社債券等」という。）を除く。以下この号において「普通社債券等」という。） 次の掲げるすべての要件

イ 当該普通社債券等に転売制限が付されていることが明白となる名称が付されていること。

(新設)

(新設)

ロ 当該普通社債券等を記名式に限る旨の定めがされていること。

ハ 転売制限が付されている旨が当該普通社債券等に記載されていること。

二・三 (略)

3 前項の規定による要件のほか、令第一条の五第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げるすべての要件を満たすこととする。

一～六 (略)

七 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号に掲げる権利、令第一条の三の第二項に掲げる権利及び法第二条第二項第四号に掲げる権利(次条第一項第十二号及び第七条第二項第十号において「組合契約出資持分」という。) 組合契約により転売制限が付されていること。

4 第二項第一号口又は第三号口に規定する書面を交付する者(以下この条において「書面交付者」という。)は、同項第一号口又は第三号口に規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者(以下この条において「書面被交付者」という。)の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条において「転売制限情報」という。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)(以下に提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの  
イ 書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて転売制限情報を送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

3 前項の規定による要件のほか、令第一条の五第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げるすべての要件を満たすこととする。

一～六 (略)

(新設)

(新設)



- ロ 書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された転売制限情報を電気通信回線を通じて書面被交付者の閲覧に供し、当該書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該転売制限情報を記録する方法
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法
- 5 前項各号に掲げる方法は、書面被交付者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。
- 6 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、書面交付者の使用に係る電子計算機と、書面被交付者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 7 書面交付者は、第四項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。
- 一 第四項各号に規定する方法のうち書面交付者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式
- 8 前項の規定による承諾を得た書面交付者は、当該書面被交付者から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該書面被交付者が再び前項

の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(同一種類の他の有価証券)

第六条 令第一条の六第一項に規定する内閣府令で定める同一種類の他の有価証券は、当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

一 社債券(社債等振替法第六十六条第一号に規定する短期社債、保険業法第六十一条の二第一項に規定する短期社債、資産流動化法第二条第八項に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第一条第六項に規定する特定短期社債を含む。)、及び短期外債に係るものを除く。)(のうち、次号から第三号の三までに掲げる有価証券以外のもの 償還期限及び利率(割引の方法により発行されるもの)あつては償還期限)

二 三 (略)

三 二 社債券で、対象有価証券(当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。)(により償還することができる旨の特約が付されているもの)(社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し対象有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。)(次に掲げる事項

(同一種類の他の有価証券)

第六条 令第一条の六第一項に規定する内閣府令で定める同一種類の他の有価証券は、当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

一 社債券(社債等振替法第六十六条第一号に規定する短期社債、保険業法第六十一条の二第一項に規定する短期社債及び資産流動化法第二条第八項に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第一条第六項に規定する特定短期社債を含む。)(に係るものを除く。)(のうち、次号から第三号までに掲げる有価証券以外のもの 償還期限及び利率(割引の方法により発行されるもの)あつては償還期限)

二 三 (略)

(新設)

イ 第一号に定める事項

ロ 償還により発行され、又は移転される株式に係る利益の配当等の内容

三の三 社債券で、第二号から前号までに掲げる権利以外の権利が表示されているもの、次に掲げる事項

イ 第一号に定める事項

ロ 当該社債券に表示された権利の内容

四十一 (略)

十二 組合契約出資持分 契約書に記載された組合の事業及び名称

2 前項第一号の「短期外債」とは、振替外債のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。

一 円建てで発行されるものであること。

二 契約により振替外債の総額が引き受けられるものであること。

三 各振替外債の金額が一億円を下回らないこと。

四 元本の償還について、振替外債の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

五 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第七条 (略)

2 (略)

3 令第一条の七第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各

(新設)

四十一 (略)

(新設)

(新設)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第七条 (略)

2 (略)

3 令第一条の七第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各

号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一 社債券（振替社債、相互会社の振替社債及び振替特定社債に係るものを除く。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（振替外債に係るものを除く。） 次のいずれかに該当する場合  
イ・ロ（略）

八 当該有価証券に転売制限が付されていることが明白となる名称が付されており、かつ、当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容を説明した書面において、当該有価証券に転売制限が付されている旨の記載がされていること。

二丁九（略）

十 組合契約出資持分 組合契約により転売制限が付されていること。

4 前項第一号八、同項第四号イ若しくはロ、同項第四号の二イ、同項第五号八又は第九号イに規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、前項第一号八、同項第四号イ若しくはロ、同項第四号の二イ、同項第五号八又は第九号イに規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）（の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供する

号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一 社債券（振替社債、相互会社の振替社債及び振替特定社債に係るものを除く。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（振替外債に係るものを除く。） 次のいずれかに該当する場合  
イ・ロ（略）

（新設）

二丁九（略）

（新設）

（新設）

ことができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの  
イ 書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて転売制限情報を送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された転売制限情報を電気通信回線を通じて書面被交付者の閲覧に供し、当該書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該転売制限情報を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法  
5 前項各号に掲げる方法は、書面被交付者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

6 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、書面交付者の使用に係る電子計算機と、書面被交付者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 書面交付者は、第四項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（次項

<p>において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。</p> <p>一 第四項各号に規定する方法のうち書面交付者が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>8 前項の規定による承諾を得た書面交付者は、当該書面被交付者から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該書面被交付者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(削る)</p> <p>(その他の事項)</p> <p>第九条 (略)</p>	<p>(目論見書の定義に係る事項)</p> <p>第九条 法第二条第十項に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 令第三条の四各号に掲げる有価証券 当該有価証券に係る信託財産(当該有価証券のうち外国法人の発行するものに係る財産で、信託財産に相当するものを含む。)、特定有価証券開示府令第一条第九号の二に規定する管理資産又は特定信託財産に関する事項</p> <p>二 前号に掲げるもの以外の有価証券 当該有価証券の発行者の事業に関する事項</p> <p>(その他の事項)</p> <p>第十条 (略)</p>
--	--